

気候変動に備える分科会 について

令和8年2月25日

地球・環境・未来会議 in みのわ (第1回)

箕輪町役場 総務課ゼロカーボン推進室

1 ふたつの気候変動対策

2つの気候変動対策

緩和とは？

原因を少なく
MITIGATION

緩和策の例

節電・省エネ
エコカー
再生可能エネルギーの活用
森林を増やす

温室効果ガスをへらす

気候変動による人間社会や自然への影響を回避するためには、温室効果ガスの排出を削減し、気候変動を極力抑制すること（緩和）が重要です。

適応とは？

影響に備える
ADAPTATION

適応策の例

虫さされに注意
熱中症予防
災害にそなえる
水利用の工夫
高温に強い農作物

緩和を最大限実施しても避けられない気候変動の影響に対しては、その被害を軽減し、よりよい生活ができるようにしていくこと（適応）が重要です。

2 気候変動に備える分科会

- 設置の目的
有識者や関係者、町民の皆様と議論をしながら、町としてどのような適応策を実施していくべきか方向性を検討
 - 対象
気象災害対策、農業、健康（熱中症等）、生態系 など
 - 構成
有識者、関係者、町民（無作為抽出、公募）、信州大学生
- 5月から毎月1回程度、ワークショップ形式で実施
→ 検討結果を参考に、「気候変動適応計画」を策定

3 気候変動適応計画とは

気候変動によって将来起こり得る影響（暑さの増加、豪雨・洪水、土砂災害、農作物への影響、健康被害など）に備え、自治体が地域の实情に応じて行う対策をまとめた計画。

<計画の目的>

- 気候変動の影響による被害を減らす（適応する）こと
- 住民の安全・健康・生活環境を守ること
- 地域の産業（農業・観光など）やインフラを持続可能に保つこと

<法的根拠>

- 気候変動適応法第12条により、自治体の努力義務

（地域気候変動適応計画）

第十二条 都道府県及び市町村は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため、単独で又は共同して、気候変動適応計画を立案し、地域気候変動適応計画（その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画をいう。）を策定するよう努めるものとする。

<全国での制定状況>

- 指定都市以外の市区町村：412件（令和7年12月現在、A-PLATより）

<策定方法（予定）>

- 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に組み込む形で策定。
- 農業や熱中症対策、災害対策など、多岐にわたる内容となる。

4 スケジュール(案)

第1回

- ・ 5/23(予定)
- ・ 地域の気候変動とその影響について情報提供 → 課題感の共有

第2回~ 第4回

- ・ 6、8、9月のそれぞれ下旬(予定)
- ・ 課題の抽出 → 各回テーマごとに対応策のアイデア出し

第5回

- ・ 10月中旬(予定)
- ・ 適応計画骨子案の確認、各主体の役割の整理

- ・ 10月下旬(予定)
- ・ 本体会議に成果報告